

# 「GATE CALL」サービス利用規約

平成29年11月1日版

株式会社つなぐネットコミュニケーションズ

## 第1章 総則

### (規約の適用)

**第1条** 「GATE CALL」サービス利用規約(以下「本規約」といいます。)は、株式会社つなぐネットワークコミュニケーションズ(以下「当社」といいます。)が提供する「GATE CALL」サービス(以下「本サービス」といいます。)の利用に関し適用されるものとします。

- 2 本サービスに関し、本規約に定める内容と当社が別途定める個別規定に定める内容が異なる場合には、本規約に定める内容が優先して適用されるものとします。

### (規約の変更)

**第2条** 当社は、当社所定の方法にて通知または公表することにより、本規約の全部または一部を変更することができるものとします。この場合、変更後の規約が適用されるものとします。

### (用語の定義)

**第3条** 本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 対象インターネット接続サービス	当社の光アクセスネットワークを用いて提供されるインターネット接続サービスのうち下記のもの (ア) UCOM光 レジデンス(当社が提供するインターネット接続サービス) (イ) 当社が指定する協定事業者が提供するインターネット接続サービス
2 会員	対象インターネット接続サービスの会員契約を締結している者
3 会員契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約
4 利用者	本サービスを利用する者
5 利用者設備	利用者が設置する通信機器であり、音声通話等に係る設備
6 契約回線	対象インターネット接続サービスを提供するために、当社が会員に提供する電気通信回線
7 契約回線等	契約回線および会員契約に基づき設置する電気通信設備
8 相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者(事業法第9条の登録を受けた者または事業法第16条第1項の届出をした者をいいます。以下同じとします。)との間の相互接続(事業法第32条に基づく相互接続協定(電気通信設備の接続に関して締結する協定をいいます。以下同じとします。)に基づく接続をいいます)に係る電気通信設備の接続点
9 協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者
10 専用アダプタ	当社が定める本サービスの利用に要する設備であって、利用者設備を最大2台まで接続することができるもの

## 第2章 サービス

### (サービスの対象)

**第4条** 当社は、対象インターネット接続サービスの会員に限り本サービスを提供します。ただし、当社が、本サービスの提供が可能と判断した会員に限りです。

### (提供区域)

**第5条** 本サービスは、当社が定める提供区域において提供します。

### (営業時間)

**第6条** 本サービスを利用できる時間は、対象インターネット接続サービスの利用できる時間とします。

### (サービスの種類)

**第7条** 当社は、本サービスにおいて次の種類の音声通信サービスを提供するものとします。

種類	内容
網内通信	契約回線から発信する通信であって、次の間で行われるもの (ア) 契約回線相互間 (イ) 契約回線と当社の直加入サービス(IP接続サービスを除きます。)に係る電気通信設備との間 (ウ) 契約回線と当社が無料相互接続に関して協定を取り交わしている他社のIP接続サービスに係る音声通信サービス利用者との間
協定事業者IP電話網通信	契約回線から発信する通信であって契約回線と当社が有料相互接続に関して協定を取り交わしている他社のIP接続サービスに係る音声通信サービス利用者との間で行なわれるもの
国内通信	契約回線から発信し、本邦内に終始する通信であって、網内通信、協定事業者IP電話網通信、携帯電話着信通信およびPHS着信通信以外のもの
携帯電話、PHS着信通信	契約回線から発信し、携帯電話設備またはPHS設備(電気通信番号規則第9条第3号に規定する電気通信番号により識別される電気通信設備をいいます。)との間で行われる通信
国際通信	契約回線から発信し、本邦と外国(インマルサットシステムに係る地球移動局(海事衛星通信を取り扱う船舶に設置した地球局および可搬型地球局をいいます。以下同じとします。))を含みます。)との間で行われる通信
電話番号案内	交換取り扱い者への電話番号等(電話番号および電気通信事業者が提供する電気通信番号をいいます。以下同じとします。)の問合せに対して案内を行う通信

### (通話の発信)

**第8条** 本サービスを利用しようとする会員は、次に定める場合においては、本サービスで発信ができないことをあらかじめ確認するものとします。

- (1) 110、119等の緊急通報用電話に代表される3桁番号のサービス(電話番号案内を除きます。)を利用する場合
- (2) 0990等の高度電話サービスを利用する場合
- (3) その他特定当社が定める通信

### (電話番号の付与)

**第9条** 当社は、1利用者ごとに電話番号を付与します。

- 2 当社は、技術上または業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、前項の規定により付与した電話番号を変更することがあります。
- 3 当社は、前項の規定により電話番号を変更する場合には、あらかじめそのことを利用者に通知します。

### (専用アダプタの販売およびレンタル)

**第10条** 当社は、専用アダプタを販売およびレンタルします。

- 2 利用者は、同一の契約回線において、販売に係る専用アダプタとレンタルに係る専用アダプタを同時に利用することはできません。
- 3 専用アダプタの接続設定および利用者設備との接続については、利用者において行うものとします。
- 4 当社は、レンタルに係る専用アダプタが故障等により利用できない状態が生じた場合には、当該専用アダプタを他の専用アダプタと交換します。
- 5 レンタルに係る専用アダプタの故障または解除等に伴い、専用アダプタの復旧を要するときは、利用者にその復旧に係る費用相当額を負担していただきます。  
ただし、利用者の責めによらない理由により専用アダプタの復旧を要する場合には、この限りではありません。
- 6 専用アダプタの接続設定および利用者設備との接続については、一部の利用者設備においてその接続に係る動作を保証しません。
- 7 当社は、専用アダプタの返却に際して、レンタル品以外のものが送られてきた場合、3ヶ月保管して、その間に連絡がない場合は当社の任意の方法で処分します。利用者は、当社の処分に関して何ら異議を申し立てないものとし、当社はこれに関わる費用、損害等の負担につき、一切の責任を負わないものとします。

### (専用アダプタおよび電話番号利用の数の上限)

**第11条** 1の利用者ごとに利用することができる専用アダプタおよび電話番号の数の上限は、下表のとおりとします。

専用アダプタの数の上限	5台
電話番号の数の上限	10個

### (発信電話番号通知)

**第12条** 本サービスを利用して契約回線から発信する通信については、その契約回線の電話番号

を着信先の電気通信設備へ通知します。ただし、次の通信についてはこの限りではありません。

- (1) 通信の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う通信
- (2) その他当社が定める通信

2 前項の場合において、当社は、電話番号を着信先の電気通信設備へ通知するまたは通知しないことに伴い発生する損害については、本規約中の責任の制限の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。

#### (発信電話番号通知または発信電話番号非通知の設定の変更)

**第13条** 本サービスを利用する利用者は、発信電話番号通知または発信電話番号非通知の設定の変更の請求をすることができます。

2 当社は、前項の請求があったときは第16条(申し込みの承諾)の規定に準じて取り扱います。

#### (電子媒体による通信明細の閲覧)

**第14条** 当社は、利用者に係る通信料金について、通信料金データ蓄積装置(通信料金情報を蓄積するための電気通信設備をいいます。以下同じとします。)に登録した電子データにより、通信料金情報を閲覧に供する(以下「電子媒体による通信明細の閲覧」といいます。)取り扱いを行います。

- 2 当社は、1利用者ごとに電子媒体により通信明細を閲覧に供します。
- 3 通信料金データ蓄積装置に登録される通信料金情報は、閲覧に供する月の前3ヶ月までの通信料金(網内通信に係るものを除きます。)の額とします。

## 第3章 利用手続

#### (申し込みの方法)

**第15条** 本サービスの申し込みは、本規約を承諾の上当社所定の方法により行うものとします。

#### (申し込みの承諾)

**第16条** 当社は、本サービスの申し込みがあった場合は、受け付けた順序に従って承諾し、当該申し込みを承諾するときは、当社所定の方法により会員に通知します。ただし、当社の業務の遂行上支障があるときは、この限りではありません。

#### (利用者が行う会員契約の解除)

**第17条** 利用者は、本サービスの会員契約を解除しようとするときは、解除しようとする日の属する月の20日までに当社所定の方法により当社に通知していただきます。

- 2 利用者は、前項の解除をしようとする場合、第10条(専用アダプタの販売およびレンタル)に規定するレンタルに係る専用アダプタについては、前項に規定する解除の通知と併せて専用アダプタの返還をしていただきます。
- 3 前項の場合において、利用者が専用アダプタの返還を行わない、または専用アダプタが毀損、亡失したと当社が判断した場合は、利用者は、料金表に規定する料金の支払いを要します。

## (当社が行う会員契約の解除)

- 第18条** 当社は、第20条（利用停止）の規定により本サービスの利用停止をされた利用者が、なおその事実を解消しない場合は、その会員契約を解除することがあります。
- 2 当社は、利用者が第20条（利用停止）の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと当社が判断したときは、前項の規定にかかわらず、本サービスの利用停止をしないでその会員契約を解除することがあります。
  - 3 当社は、利用者が第32条（利用者の義務）に違反する行為を行った場合、とくに当該行為の解消にかかる催告を要せず、直ちに、その会員契約を解除することがあります。
  - 4 当社は、利用者が以下の事由に該当した場合にその会員契約を解除することができます。
    - (1) 利用者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力団またはこれらに準ずる反社会的な集団または個人（以下「暴力団等」といいます。）、公共の福祉に反する活動を行う団体、およびその行為者である場合、または、反社会的勢力であったと判明した場合。
    - (2) 利用者自ら、または第三者を利用して、当社の業務を妨害した場合、または、妨害するおそれのある行為をした場合。
    - (3) 利用者自ら、または第三者を利用して、当社に対して、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いるなどした場合。
    - (4) 利用者自ら、または第三者を利用して、当社の名誉、信用等を毀損し、又は、毀損するおそれのある行為をした場合。
    - (5) 利用者自ら、または第三者を利用して、自身や、その関係者が暴力団等である旨を当社に認知させるおそれのある言動、態様をした場合。
  - 5 当社は、対象インターネット接続サービスの契約の解除が確認された場合、その利用者における会員契約を解除します。
  - 6 当社は、前各項の規定の他に技術上その他の理由で本サービスを提供することが著しく困難になった場合は、その会員契約を解除することがあります。
  - 7 前各項の規定に基づき、会員契約を解除された場合、利用者には第10条（専用アダプタの販売およびレンタル）に規定するレンタルに係る専用アダプタを返還していただきます。なお、返還がない場合等の対応については前条の規定を準用するものとします。
  - 8 当社は、利用者またはこれに準ずる者（以下「利用者等」といいます。）に専用アダプタの引渡しを行えない場合において、次のいずれかに該当するときは、本サービスを解除します。
    - (1) 当社が定める期間、利用者等と連絡をとることができないとき。
    - (2) 利用者等が専用アダプタの受け取りを怠り、または拒んだとき。
    - (3) その他の理由により専用アダプタを受け取ることができないとき。
  - 9 前項の場合において、利用者は、当社が専用アダプタを引渡し行為を行った日から本サービスの解除があった日までの期間について、本サービスに係る料金およびその引渡し行為に要した料金の支払いを要します。
  - 10 当社は、前項の規定により、本サービスを解除するときは、あらかじめそのことを当社所定の方法によりその利用者に通知します。

## 第4章 利用中止および利用停止

### (利用中止)

**第19条** 当社は、次の場合には本サービス、対象インターネット接続サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 対象インターネット接続サービスの利用中止が行われたとき。
  - (2) 本サービスを利用して特定の契約回線から、多数の不完了呼(相手方の応答前に発信を取り止めることをいいます。以下同じとします。)を発生させたことにより、現に通信が輻輳し、または輻輳する恐れがあると当社が判断したとき。
  - (3) 利用者が料金を支払期日までに支払わない場合で、当社が利用者に対して利用中止と判断した場合。
- 2 当社は、前項の規定により、本サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

### (利用停止)

**第20条** 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、当社が定める期間、本サービス、対象インターネット接続サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 対象インターネット接続サービスの利用停止が行われたとき。
  - (2) 第32条(利用者の義務)の規定に違反したと当社が認めたとき。
  - (3) 利用者が料金を支払期日までに支払わないとき。
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日を当社所定の方法により利用者に通知します。ただし、前項第2号により利用停止を行う場合であって、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

## 第5章 通信の取扱い

### (相互接続通信)

**第21条** 相互接続通信(相互接続協定に基づき行う電気通信サービスをいいます。以下同じとします。)は、当社が相互接続協定に基づき定めた通信に限り行うことができるものとします。

- 2 相互接続通信を行うことができる地域(以下「接続対象地域」といいます。)は、当社が相互接続協定により定めた地域に限ります。
- 3 当社は、相互接続点において協定事業者の電気通信設備との接続を行う場合に、その相互接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。

## 第6章 料金等

### (料金)

**第22条** 当社が提供する本サービスの料金は、基本利用料、専用アダプタレンタル料、一時金、従

量料金額およびユニバーサルサービス料とし、料金表に定めるところによります。

#### (料金の支払い義務)

**第23条** 利用者は、本サービスに係る基本利用料、専用アダプタレンタル料、一時金、従量料金額およびユニバーサルサービス料について、料金表に規定する料金の支払いを要します。

- 2 利用者がこの規約に定めるサービス以外のサービスを利用した場合は、利用者は、前項に定める料金の他、当社が別途定める料金の支払いを要する場合があります。

#### (基本利用料、専用アダプタレンタル料およびユニバーサルサービス料の計算方法)

**第24条** 当社は、本サービスに係る基本利用料、専用アダプタレンタル料およびユニバーサルサービス料は、暦月に従って計算します。

- 2 当社は、本サービスに係る基本利用料、専用アダプタレンタル料およびユニバーサルサービス料を日割しません。ただし、第29条(損害賠償)の規定に該当するときは基本利用料をその利用日数に応じて日割します。
- 3 当社は、本サービスに係る基本利用料については、電話番号の利用を開始した日の属する月の翌月の初日から起算して電話番号の利用の解除があった日の属する月までの期間(提供を開始した日の属する月と解除があった日の属する月が同一の月である場合は、その月)について適用します。
- 4 当社は、本サービスに係る専用アダプタレンタル料については、レンタルを開始した日の属する月の翌月の初日から起算してレンタルの解除があった日の属する月までの期間(提供を開始した日の属する月と解除があった日の属する月が同一の月である場合は、その月)について適用します。
- 5 当社は、本サービスに係るユニバーサルサービス料については、電話番号の利用を開始した日の属する月の翌月の初日から起算して電話番号の利用の解除があった日の属する月の前月までの期間について適用します。

#### (従量料金額の計算方法)

**第25条** 当社は、契約回線から行った通信に係る料金額を適用するにあたって、国内通信およびPHS着信通信について、下表のとおり、区分を定めます。

区分	内容
1 市内通信	同一の単位料金区域内に終始する通信
2 県内市外通信	同一の都道府県(その都道府県の区域について平成11年郵政省令第24号で定めがある場合は、その定めによります。)の区域内に終始する国内通信のうち1以外のもの
3 県間市外通信	1および2以外の国内通信
4 一般市外通信	1以外のPHS着信通信



備考

- 1 当社は、当社が別に定めるところにより、単位料金区域(県内市外通信、県間市外通信および一般市外通信の料金を算定する場合に、その算定の基礎となる通信地域間距離を測定するための単位となる区域をいいます。以下同じとします。)を定めます。
- 2 当社は、単位料金区域の一覧表を閲覧に供します。
- 3 県内市外通信および県間市外通信は、国内通信のみ適用します。
- 4 一般市外通信は、PHS着信通信のみ適用します。

2 当社は、PHS着信通信に係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり時間帯を定めます。

- (1) 昼間、夜間、深夜・早朝とは、次の時間帯をいいます。ただし、(2)の区分による時間帯は除くものとします。

区分	時間帯
昼間	午前8時から午後7時までの間
夜間	午後7時から午後11時までの間
深夜・早朝	午前0時から午前8時までおよび午後11時から午後12時までの間

- (2) 土曜日・日曜日・祝日とは、次の時間帯をいいます。

区分	時間帯
土曜日・日曜日・祝日	土曜日・日曜日および祝日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)の規定により休日とされた日ならびに12月29日、12月30日、12月31日、1月2日および1月3日をいいます。)における午前8時から午後7時までの間

3 通信地域間距離の測定は次のとおりとします。

- (1) 当社は、全国の区域を一辺2kmの正方形に区分し、その区分した区画(以下「方形区画」といいます。)にそれぞれ縦軸の番号および横軸の番号を付します。
- (2) 通信地域間距離の測定のための起算点となる方形区画は、契約回線の終端が所属する単位料金区域内の当社が指定する方形区画とし、当社はその方形区画の番号(以下「方形区画番号」といいます。)を閲覧に供します。
- (3) 通信地域間距離は、双方の通信地域間距離測定のための起算点となる方形区画番号に基づき、次の算式により算出します。この場合、算出した結果に1km未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てます。

$$\text{通信地域間距離} = \sqrt{\left[ \begin{array}{c} \text{縦軸の方形区画} \\ \text{番号の数差} \times 2 \end{array} \right]^2 + \left[ \begin{array}{c} \text{横軸の方形区画} \\ \text{番号の数差} \times 2 \end{array} \right]^2}$$

4 通信時間の測定等は、次のとおりとします。

- (1) 通信時間は、契約回線とその他の電気通信回線を接続して通信できる状態にした時刻から起算し、発信者または着信者による送受話器をかける等の通信終了の信号を受けて、その通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器により測定します。
- (2) 契約回線の故障等通信を発信者または着信者の責任によらない理由により、通信を行うことができなかったと当社が認めた時間は、(1)の通信時間には含みません。

5 当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の通信料金は、次のとおりとします。

(1) 過去1年間の実績を把握することができる場合

機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日(初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があつたと認められる日)の属する月の前12ヶ月の各月における1日平均の通信料金が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

(2) (1)以外の場合

把握可能な実績に基づき(1)に準じて算出した額

**(相互接続通信の料金の取扱い等)**

**第26条** 前2条に定めるほか、会員は、相互接続協定に基づき当社または協定事業者の契約約款および料金表に定めるところにより、相互接続通信に関する料金を支払っていただきます。

- 2 前項の場合において、相互接続通信に係る料金の設定またはその請求については、当社または協定事業者が行うものとし、接続形態別の具体的な取扱いについては、相互接続協定に基づき別記に定めるところによります。
- 3 相互接続協定に基づき協定事業者が相互接続通信の料金を定める場合であつて、その協定事業者が、その契約約款および料金表に定めるところに従つてその通信に係る債権を他の協定事業者に譲渡するときは、当社は、その譲渡を承認します。

**(端数処理)**

**第27条** 当社は、料金の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。ただし、料金表第5(従量料金額)に定める料金については暦月ごとおよび通信の区分ごとに定める額、ユニバーサルサービス料については暦月ごとに定める額を計算し、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合に限り、その端数を切り捨てます。

**(消費税相当額の加算)**

**第28条** 本規約の規定により料金その他の債務の支払いを要するものとされている額は料金表に定めるものとし、消費税を加算した額を請求するものとします。ただし、料金表第5に規定する従量料金額のうち、国際通信に係るもの、その他料金表にて課税対象外である旨を明示した料金については、この限りではありません。

## 第7章 損害賠償

**(損害賠償)**

**第29条** 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由により、本サービスの提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態(本サービスの利用に関し著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。)にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

- 2 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻

以後その状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する次の料金額の合計額を発生した損害とみなし、その額を上限として賠償します。なお、当該賠償については、次の料金額からの減額にて応じます。

- (1) 基本利用料
  - (2) 料金表第5に規定する従量料金額(本サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する月の前6ヶ月の1日当たりの平均の利用料金(前6ヶ月の実績を把握することが困難な場合には、本サービスを全く利用できない状態が生じた日前の実績が把握できる期間における1日当たりの平均の利用料金とします。)により算出します。)
- 3 第1項の場合において、当社の故意または重大な過失により本サービスを提供しなかったときは、前2項の規定は適用しません。
  - 4 天災、事変その他の不可抗力により、当社が本サービスを提供できなかったときは、当社は、その損害について一切の責任を負わないものとします。
  - 5 前4項の規定にかかわらず、損害賠償の取り扱いについて、料金表および当社が別途定める個別規定に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。
  - 6 前5項の規定に基づき行う賠償は、本サービスの復旧から3ヶ月以内に利用者からの請求があった場合に限り行います。

#### (免責)

**第30条** 当社は、本サービスに係る通信および通話品質の保証はしません。

- 2 当社は、本規約の変更により利用者設備の改造または変更(以下この条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。
- 3 当社は、利用者が本サービスを利用することにより他人との間で生じた紛争等に関して、一切責任を負わないものとします。

#### (協定事業者に係る債権の譲受等)

**第31条** 協定事業者と電気通信サービスに係る契約を締結している会員は、その契約約款等に定めるところにより当社に譲り渡すこととされた協定事業者の債権を譲り受け、当社が請求することを承認していただきます。この場合、当社及び協定事業者は、会員への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

- 2 前項の場合において、当社は、譲り受けた債権を当社が提供する電話サービスの料金とみなして取り扱います。

## 第8章 雑 則

#### (利用者の義務)

**第32条** 利用者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 本サービスの利用にあたって、コールバックサービス(本邦から発信する国際通信(料金表に規定する国際通信をいいます。))を、外国から発信する形態に転換することによって通信を可能とする形態の電気通信サービスをいいます。以下同じとします。)のうち、当社の電気通信設備の

品質と効率を著しく低下させる下表の方式のものを利用し、または他人に利用させないこと。

方式	概要
ポーリング方式	外国側から本邦宛に継続して通信の請求が行われ、契約者がコールバックサービスの利用を行う場合のみ、それに対応することで提供がなされるコールバックサービスの方式
アンサーサプレッション方式	その提供に際して、当社が国際通信に係る通信時間の測定を行うために用いる応答信号が不正に抑制されることとなるコールバックサービスの方式

(2) 本サービスの利用にあたって、故意に多数の不完了呼を発生させる等、通信の輻輳を生じさせる恐れがある行為を行わないこと。

2 レンタルに係る専用アダプタを利用する利用者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 専用アダプタを善良な管理者の注意をもって保管すること。
- (2) 専用アダプタを変更し、分解または損壊しないこと。
- (3) 専用アダプタを本来の用途以外の用途に使用しないこと。
- (4) 専用アダプタを転貸、譲渡、質入れ等しないこと。

#### (利用の制限)

**第33条** 国際通信の取り扱いについては、次に示す通信制限を実施します。

- (1) 【別紙1】国際通信に係るものに定める国への通信は、予め当該別紙に定める内容にて通信を制限、または中止します。
- (2) 利用者の国際通信利用において通信に関する料金の著しい増加が想定される事態を発見したとき、国際通信の全部または一部の利用を制限または中止することがあります。
- (3) 国際通信が第三者によって不正に利用されていると判断した場合、国際通信の全部または一部の利用を制限または中止することがあります。
- (4) 国際通信の取り扱いについて、外国の法令および外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。

#### (合意管轄)

**第34条** 当社は、利用者と当社の間で本規約に関して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### (閲覧)

**第35条** 本規約において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供しません。

#### (本サービス及び会員契約の譲渡)

**第36条** 当社は、本サービス及びこれらに係る会員契約について、本サービスを継続的に提供することができるかと合理的に認められる第三者へ会員の同意なくして譲渡することができるものとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この規約は、平成21年2月1日から有効となります。

(契約に関する経過措置)

- 2 平成15年5月31日までに加入契約の申し込みと同時に解除前のパーソナルサービス契約約款に規定するIP電話サービスの申し込みをした者は、この料金表の規定にかかわらず、次の料金額について無料にする取り扱いを行います。

料金種別	単位	無料にする料金額
専用アダプタレンタル料	1専用アダプタ ごとに月額	210円

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成22年9月1日から有効となります。

(コーポレートロゴ変更)

- 2 平成22年9月1日よりコーポレートロゴを変更しました。

(ブランド名称変更)

- 3 平成22年9月1日よりGyaO光 (UCOM) インターネット接続サービスのブランド名称を、「GyaO光 (UCOM)」からUCOMグループのオリジナルブランド名称へ変更しました。
- 4 ブランド名称変更に伴い第3条(用語の定義)を変更しました。
- 5 ブランド名称変更に伴い本規約中のサービス名称を変更しました。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成23年2月1日から有効となります。

(ユニバーサルサービス料)

- 2 料金額を変更しました。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成23年9月1日から有効となります。

(事業一部譲受について)

- 2 平成23年9月1日より株式会社U'sISPサービスから株式会社UCOMへ、個人向けISP(インターネットサービスプロバイダー)事業、個人向けインターネット接続サービス事業およびこれらに関連する個人向けサービスに付帯する IP電話等のオプションサービス事業が譲受けられました。それに伴い、関連する文言を変更しました。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年1月1日から有効となります。

(ユニバーサルサービス料)

- 2 料金額を変更しました。

#### 附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年7月1日から有効となります。

(ユニバーサルサービス料)

- 2 料金額を変更しました。

(用語の定義)

- 3 会員契約に関する文言を追加しました。

(条文の移動)

- 4 第4章の(発信番号通知)、(発信電話番号通知または発信電話番号非通知の設定の変更)および(電子媒体による通信明細の閲覧)の条文を第2章へ集約しました。

(インターネット接続サービス名称の変更)

- 5 インターネット接続サービス「UCOM光 マンション全戸一括タイプ」の名称を「UCOM光 レジデンス」へ変更しました。

(営業時間)

- 6 第6条(営業時間)の条文を追加しました。

#### 附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成25年2月1日から有効となります。

(規約の変更)

- 2 第2条の内容を変更しました。

(専用アダプタの返却に際して)

- 3 第10条7項を追加しました。

(当社が行う会員契約の解除)

- 4 第18条の条項の移動および条項追加しました。

(利用中止)

- 5 第19条1項の文言の変更および3項を追加しました。

(利用停止)

- 6 第20条1項3号を追加しました。

(消費税相当額の加算)

- 7 第26条の文言を変更しました。

#### 附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成26年2月1日から有効となります。

- 2 第26条(消費税相当額の加算)の文言を変更しました。

- 3 第27条(損害賠償)第2項の文言を変更しました。

- 4 料金額を税別表記にしました。
- 5 料金表第3へ(専用アダプタ付属品の返還を行わない場合、毀損、亡失)の料金額を追加しました。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成27年1月1日から有効となります。  
(ユニバーサルサービス料)
- 2 料金額を変更しました。  
(サービスの種類)
- 3 第7条の「携帯電話着信通信」と「PHS着信通信」を統合しました。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成27年7月1日から有効となります。  
(相互接続通信に係る料金)
- 2 相互接続通信の料金に係る規定として、第21条(相互接続通信)、第26条(相互接続通信の料金の取扱い等)、第31条(協定事業者に係る債権の譲受等)、別記を変更しました。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成28年2月1日から有効となります。  
(新規受付の終了)
- 2 本サービスは、平成28年2月1日で新規受付を終了しました。それに伴い、本規約に定める内容が適用されるのは、平成28年1月31日以前に本規約に基づき、利用契約を締結している契約者に限りです。  
(料金表)
- 3 本サービスの新規受付終了に伴い、本サービスの電話番号追加の受付を終了し、一時金(料金表第3)の“電話番号追加に係るもの”を削除しました。
- 4 従量料金額(料金表第5)の“6 電話番号案内に係るもの”の料金を変更しました。

附 則

(実施期日)

- 1 本規約第36条の追加は、平成28年2月12日から実施します。
- 2 「spaaqs 光」の会員に対して提供される本サービスは、当社から株式会社U-NEXTに対する譲渡に伴い、本規約の適用対象外となります。これに伴う本規約の文言の変更は、平成28年3月8日(このような譲渡が同日に効力発生しない場合は、その効力発生日)から実施します。

附則

(実施期日)

- 1 本改訂規定は、平成28年5月1日から実施します。

- 2 第3条(用語の定義)の「UCOM光 レジデンス」を「対象インターネット接続サービス」に変更しました。  
これに伴い、関連する文言を変更しました。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成28年7月1日から有効となります。  
(ユニバーサルサービス料)
- 2 ユニバーサルサービス料の表記を変更しました。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成28年9月1日から有効となります。  
(利用の制限)
- 2 第33条を変更しました。  
(料金表)
- 3 料金表第5項従量料金額のうち“5 国際通信に係るもの”の記載箇所を別紙1に移動し、追加しました。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成29年1月16日から有効となります。  
(国際通信)
- 2 インマルサットを使用した移動衛星通信サービスとの接続が一部終了したことにより、料金表を変更しました。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規約は、平成29年6月1日から有効となります。  
(料金表)
- 2 従量料金額(料金表第5)の“6 電話番号案内に係るもの”の料金を変更しました。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成29年11月1日から実施します。  
(吸収分割)
- 2 平成29年11月1日にて、吸収分割によりアルテリア・ネットワークス株式会社から株式会社つなぐネットコミュニケーションズへ、対象インターネット接続サービスおよびこれに付随するサービス(本サービスを含む)に係る事業が承継されました。これに伴い、関連する文言を変更しました。



## 別記

### (相互接続通信の料金の取扱い)

- 1 当社は、相互接続通信の料金の取扱いを以下のとおり定めます。
- (1) 別記3に規定する接続形態により行われる相互接続通信の料金は、当社および協定事業者のサービスの提供区間を合わせて別記3に規定する料金設定事業者がその契約約款および料金表において定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、別記3に定めるところによります。
- ただし、当社または協定事業者の付加機能等を利用して行った相互接続通信について、本約款の料金表または協定事業者の契約約款および料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。
- (2) (1)に規定する料金設定事業者が、その契約約款および料金表に定めるところに従ってその相互接続通信に係る債権を他の協定事業者に譲渡するときは、当社は、その譲渡を承諾します。

### (相互接続通信に係る協定事業者)

- 2 本サービスでは、相互接続通信に係る協定事業者を以下の通り定めます。

協定事業者	内容
1. 端末系事業者	電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)第9条第1号に規定する固定端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号または同第10条第2号に規定する音声伝送役務を識別するための電気通信番号を用いて国内固定電気通信役務を提供する協定事業者
2. 中継事業者	電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する協定事業者
3. 携帯・自動車電話事業者	電気通信番号規則第9条第3号に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する協定事業者
4. PHS事業者	電気通信番号規則第9条第3号に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する協定事業者

### (相互接続通信の接続形態と料金の取扱い)

- 3 本サービスでは、相互接続通信の接続形態と料金の取扱いを以下の通り定めます。

接続形態		料金を定める事業者	料金を請求する事業者	料金の支払いを要する者	料金に関するその他の取扱い
1	発信側の電気通信設備 :契約回線等  着信側の電気通信設備 :端末系事業者(契約回線等を含み)	(1)(2)以外の場合  当社	同左	その通信の発信に係る契約回線等	本規約の定めるところによります。

	ます。)に係る電気通信設備	(2) 電気通信番号規則第10条第1項第3号に規定する電気通信番号を使用して通信を行った場合	① ② 以外の場合	その電気通信番号の指定を受けた端末系事業者	同左	その電気通信番号の指定を受けた端末系事業者の契約約款及び料金表に規定する者	その電気通信番号の指定を受けた端末系事業者の契約約款及び料金表に定めるところによります。
			② エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社に係る電気通信番号(0570又は0180に限りません)及び188、189を使用して通話を行った場合	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	当社	その通話の発信に係る契約者回線等の契約者	本規約の定めるところによります。
2	発信側の電気通信設備 :契約回線等  着信側の電気通信設備 :携帯・自動車電話事業者に係る電気通信設備			当社	同左	その通信の発信に係る契約回線等	本規約の定めるところによります。
3	発信側の電気通信設備 :契約者回線等  着信側の電気通信設備 :PHS事業者に係る電気通信設備			当社	同左	その通信の発信に係る契約回線等	本規約の定めるところによります。
4	発信側の電気通信設備 :端末系事業者に係る電気通信設備  着信側の電気	(1)(2)以外の場合		端末系事業者	同左	その端末系事業者の契約約款及び料金表に規定する者	その端末系事業者の契約約款及び料金表に定めるところによります。

	通信設備 :契約回線等	(2)電気通信番号規則第10条第1項第3号に規定する電気通信番号を使用して通信を行った場合	当社	同左	その通信の着信に係る契約回線等の契約者	本規約の定めるところによります。
5	発信側の電気通信設備 :携帯・自動車電話事業者に係る電気通信設備	(1)(2)以外の場合	携帯・自動車電話事業者	同左	その携帯・自動車電話事業者の契約約款及び料金表に規定する者	その携帯・自動車電話事業者の契約約款及び料金表に定めるところによります。
	着信側の電気通信設備 :契約回線等	(2)電気通信番号規則第10条第1項第3号に規定する電気通信番号を使用して通信を行った場合	当社	同左	その通信の着信に係る契約回線等の契約者	本規約の定めるところによります。
6	発信側の電気通信設備 :PHS事業者に係る電気通信設備	(1)(2)以外の場合	PHS事業者	同左	そのPHS事業者の契約約款及び料金表に規定する者	そのPHS事業者の契約約款及び料金表に定めるところによります。
	着信側の電気通信設備 :契約回線等	(2)電気通信番号規則第10条第1項第3号に規定する電気通信番号を使用して通信を行った場合	当社	同左	その通信の着信に係る契約回線等の契約者	本規約の定めるところによります。

## 料金表

### 第1 基本利用料

単位	料金額 (税別)
1電話番号ごとに月額	300円

### 第2 専用アダプタレンタル料

単位	料金額 (税別)
1専用アダプタごとに月額	200円

### 第3 一時金

料金種別	単位	料金額 (税別)
提供開始に係るもの	1専用アダプタごとに	15,000円
契約事務に係るもの	1契約回線ごとに	3,000円
専用アダプタの返還を行わない場合	1専用アダプタごとに	21,000円(課税対象外)
専用アダプタ付属品の返還を行わない場合、毀損、亡失	1専用アダプタ付属品ごとに	3,150円(課税対象外)
備考		
1 提供開始に係る一時金には、専用アダプタ1台分の販売価格が含まれます。 2 契約事務に係る一時金は、本サービスの提供開始の契約事務について適用します。 3 専用アダプタの返還を行わない場合の一時金は、第17条第3項および第18条7項の規定に該当する場合に適用します。		

### 第4 一時金の割引

ア 当社は、対象インターネット接続サービスの申し込みと同時に本サービスの申し込みがあった場合には、下表に定める一時金について無料にする取り扱い(以下「IP電話パック」といいます。)を行います。

料金種別		単位	無料にする料金額 (税別)
一時金	契約事務に係るもの	1電話番号ごとに	3,000円

イ 当社は、1の会員契約につき1の専用アダプタおよび1の電話番号に限り、IP電話パックの取り扱いを行います。

ウ IP電話パックの適用を受けている利用者は、レンタルに係る専用アダプタを利用することとし、販売に係る専用アダプタを利用することはできません。

## 第5 従量料金額

### 1 網内通信に係るもの

無料

### 2 国内通信に係るもの

区分			料金額(次の秒数までごとに4円(税別))
市内通信			120秒
県内市外通信	通信地域間距離	20kmまで	90秒
		30kmまで	60秒
		60kmまで	60秒
		100kmまで	45秒
		100kmを超えるもの	45秒
県間市外通信	通信地域間距離	20kmまで	90秒
		30kmまで	60秒
		60kmまで	45秒
		100kmまで	30秒
		100kmを超えるもの	23秒

### 3 携帯電話着信通信に係るもの

区分	料金額 (税別)
携帯電話着信通信	1分までごとに20円

### 4 PHS着信通信に係るもの

区分			料金額(次の秒数までごとに10円(税別))			
			昼間 土曜日・日 曜日・祝日	夜間	深夜・早朝	
市内通信			60秒	60秒	60秒	90秒
一般市外通信	通信地域間距離	20kmまで	60秒	60秒	60秒	90秒
		30kmまで	45秒	45秒	45秒	60秒
		60kmまで	36秒	36秒	36秒	45秒
		100kmまで	18秒	26秒	26秒	36秒
		160kmまで	15秒	20秒	20秒	26秒
		160kmを超えるもの	15秒	17秒	17秒	20秒
上記通信料金の他に1の通信ごとに			10円(税別)			

### 5 国際通信に係るもの

【別紙1】国際通信に係るものに規定します。

### 6 電話番号案内に係るもの

1電話番号等案内ごとに260円(税別)

7 協定事業者IP電話網通信に係わるもの

区分	料金額（税別）
協定事業者IP電話網通信	3分までごとに8円

第6 ユニバーサルサービス料

単位	料金額（税別）
1電話番号ごとに月額	基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則に基づき、総務省告示(平成18年総務省告示第429号)により算定され、電気通信事業法第110条第2項に基づく所要の手續きによる認可を受け定められた金額
備考	
<p>1 ユニバーサルサービス料とは、事業法第7条に規定されている基礎的電気通信役務(以下、「ユニバーサルサービス」といいます。)の提供を確保するために利用者が負担する料金をいいます。</p> <p>2 利用者が負担するユニバーサルサービス料は、一般社団法人電気通信事業者協会を通じてユニバーサルサービス提供事業者として指定されている東日本電信電話株式会社および西日本電信電話株式会社に支払われます。</p>	

※第23条第2項の規定に基づき、利用者は、この料金表に規定する料金以外の料金の支払いを要する場合があります。

【別紙1】

国際通信に係るもの(課税対象外)

以下の通信制限グループの通り、各国への通信を制限または中止します。

通信制限グループ1:通信の制限をしない国

通信制限グループ2:緊急時に取り扱いを制限または中止する国

通信制限グループ3:土日祝日の前日20時～翌営業日の8時まで、および緊急時に取り扱いを  
制限または中止する国

通信制限グループ4:通信の取り扱いを中止する国

単位:円/1分までごと

地域	地域(英文表記)	料金	通信制限 グループ
アイスランド共和国	Iceland	54円	2
アイルランド	Ireland	54円	2
アゼルバイジャン共和国	Azerbaijan	54円	3
アゾレス諸島	Azores Islands	54円	2
アフガニスタン・イスラム共和国	Afghanistan	76円	4
アメリカ合衆国(アラスカおよびハワイを除きます。)	USA	13円	1
アラスカ	Alaska	13円	2
アラブ首長国連邦	United Arab	90円	2
アルジェリア民主人民共和国	Algeria	81円	3
アルゼンチン共和国	Argentina	63円	2
アルバ	Aruba	63円	4
アルメニア共和国	Armenia	72円	3
アンゴラ共和国	Angola	81円	2
アンティグア・バーブーダ	Antigua	63円	4
アンドラ公国	Andorra	54円	4
イエメン共和国	Yemen Arab	90円	3
イスラエル国	Israel	90円	2
イタリア共和国	Italy	27円	1
イラク共和国	Iraq	90円	4
イラン・イスラム共和国	Iran	90円	2
インド	India	81円	1
インドネシア共和国	Indonesia	54円	1
ウガンダ共和国	Uganda	81円	3

地域	地域(英文表記)	料金	通信制限 グループ
ウクライナ	Ukraine	72円	3
ウズベキスタン共和国	Uzbekistan	72円	2
ウルグアイ東方共和国	Uruguay	63円	3
英領バージン諸島	British Virgin	45円	4
エクアドル共和国	Ecuador	63円	2
エジプト・アラブ共和国	Egypt	90円	2
エリトリア国	Eritrea	90円	3
エルサルバドル共和国	El Salvador	63円	2
オーストラリア連邦	Australia	30円	1
オーストリア共和国	Austria	54円	3
オマーン国	Oman	81円	2
オランダ王国	Netherlands	54円	2
オランダ領アンティール	Netherlands Antilles	80円	4
ガーナ共和国	Ghana	81円	2
カーボベルデ共和国	Cape Verde	90円	4
カザフスタン共和国	Kazakhstan	72円	4
カタール国	Qatar	81円	2
カナダ	Canada	13円	1
カナリア諸島	Canarias Islands	54円	3
ガボン共和国	Gabon	81円	2
カンボジア王国	Cambodia	81円	2
キプロス共和国	Cyprus	81円	2
キューバ共和国	Cuba	100円	3
ギリシャ共和国	Greece	54円	2
キリバス共和国	Kiribati	70円	4
キルギス共和国	Kyrgyzstan	72円	2
グアテマラ共和国	Guatemala	63円	2
グアドループ島	Guadeloupe	63円	4
グアム	Guam	36円	1
クウェート国	Kuwait	81円	2
クック諸島	Cook Islands	81円	4
グリーンランド	Greenland	60円	4
クリスマス島	Christmas Islands	54円	4
グルジア	Georgia	72円	3



地域	地域(英文表記)	料金	通信制限 グループ
グレート・ブリテンおよび北部アイルランド連合王国	UK	27円	1
グレナダ	Grenada	63円	4
クロアチア共和国	Croatia	72円	3
ケイマン諸島	Cayman Island	63円	3
ケニア共和国	Kenya	90円	2
ココス・キーリング諸島	Cocos Island	54円	4
コスタリカ共和国	Costa Rica	63円	2
コロンビア共和国	Colombia	63円	2
サイパン	Saipan	36円	2
サウジアラビア王国	Saudi Arabia	90円	2
サモア独立国	Western Samoa	130円	2
サントメ・プリンシペ民主共和国	Sao Tome & Principe	120円	4
ザンビア共和国	Zambia	81円	2
サンピエール島・ミクロン島	St. Pierre & Miquelon	45円	4
ジブチ共和国	Djibouti	140円	3
ジブラルタル	Gibraltar	54円	2
ジャマイカ	Jamaica	63円	3
シリア・アラブ共和国	Syrian Arab	81円	4
シンガポール共和国	Singapore	36円	1
シント・マールテン	Sint Maarten	32円	4
ジンバブエ共和国	Zimbabwe	81円	3
スイス連邦	Switzerland	54円	2
スウェーデン王国	Sweden	54円	2
スーダン共和国	Sudan	81円	3
スペイン	Spain	54円	3
スペイン領北アフリカ	North Africa	54円	3
スリナム共和国	Suriname	90円	4
スリランカ民主社会主義共和国	Sri Lanka	81円	2
スロバキア共和国	Slovak Republic	72円	2
スロベニア共和国	Slovenia	72円	3
スワジランド王国	Swaziland	81円	4
赤道ギニア共和国	Equatorial Guinea	81円	3
セネガル共和国	Senegal	90円	4

地域	地域(英文表記)	料金	通信制限 グループ
セントクリストファー・ネイビス	St.Christopher&Nevis	90円	4
セントビンセントおよびグレナディーン諸島	St.Vincent&Grenadines	63円	4
タークスおよびカイコス諸島	Turks&Caicos	63円	4
タイ王国	Thailand	54円	1
大韓民国	Korea	30円	1
台湾	Taiwan	39円	1
タジキスタン共和国	Tajikistan	72円	2
タンザニア連合共和国	Tanzania	90円	2
チェコ共和国	Czech Republic	72円	2
チャド共和国	Chad	90円	4
中央アフリカ共和国	Central African	81円	4
中華人民共和国	China	45円	1
チュニジア共和国	Tunisia	81円	3
朝鮮民主主義人民共和国	Korea, North	130円	2
チリ共和国	Chile	63円	3
ツバル	Tuvalu	110円	3
デンマーク王国	Denmark	54円	2
ドイツ連邦共和国	Germany	27円	1
ドミニカ共和国	Dominican Republic	63円	4
トリニダード・トバゴ共和国	Trinidad & Tobago	63円	2
トルクメニスタン	Turkmenistan	72円	3
トルコ共和国	Turkey	54円	2
トンガ王国	Tonga	63円	4
ナイジェリア連邦共和国	Nigeria	90円	4
ナウル共和国	Nauru	110円	4
ナミビア共和国	Namibia	81円	4
ニウエ	Niue	140円	4
ニカラグア共和国	Nicaragua	63円	2
ニューカレドニア	New Caledonia	63円	2
ニュージーランド	New Zealand	45円	2
ネパール	Nepal	81円	2
ノーフォーク島	Norfolk Island	90円	4
ノルウェー王国	Norway	54円	2

地域	地域(英文表記)	料金	通信制限 グループ
バーレーン王国	Bahrain	81円	2
パキスタン・イスラム共和国	Pakistan	81円	2
バチカン市国	Vatican	27円	1
パナマ共和国	Panama	63円	2
バヌアツ共和国	Vanuatu	80円	3
バハマ国	Bahamas	90円	4
パプアニューギニア独立国	Papua New Guinea	90円	3
バミューダ諸島	Bermuda	63円	3
パラオ共和国	Palau	100円	2
パラグアイ共和国	Paraguay	90円	3
バルバドス	Barbados	63円	4
パレスチナ	Palestine	30円	2
ハワイ	Hawaii	13円	1
ハンガリー共和国	Hungary	72円	2
バングラデシュ人民共和国	Bangladesh	81円	2
フィジー共和国	Fiji Island	63円	2
フィリピン共和国	Philippines	45円	1
フィンランド共和国	Finland	54円	2
ブータン王国	Bhutan	81円	2
プエルトリコ	Puerto Rico	45円	2
フェロー諸島	Faeroes	54円	4
フォークランド諸島	Falkland Islands	63円	4
ブラジル連邦共和国	Brazil	45円	2
フランス共和国	France	27円	1
フランス領ギアナ	French Guiana	63円	4
フランス領ポリネシア	French Poly	63円	2
ブルガリア共和国	Bulgaria	72円	3
ブルキナファソ	Burkina Faso	90円	3
ブルネイ・ダルサラーム国	Brunei	54円	2
米領サモア	American Samoa	63円	4
米領バージン諸島	American Virgin	45円	2
ベトナム社会主義共和国	Vietnam	81円	1
ベナン共和国	Benin	90円	4
ベネズエラ・ボリバル共和国	Venezuela	63円	3

地域	地域(英文表記)	料金	通信制限 グループ
ベラルーシ共和国	Belarus	72円	3
ベリーズ	Belize	63円	2
ペルー共和国	Peru	63円	2
ベルギー王国	Belgium	54円	2
ポーランド共和国	Poland	72円	3
ボツワナ共和国	Botswana	81円	2
ボリビア共和国	Bolivia	63円	2
ポルトガル共和国	Portugal	54円	2
香港	Hong Kong	30円	1
ホンジュラス共和国	Honduras	63円	2
マーシャル諸島共和国	Marshall Islands	70円	3
マイヨット島	Mayotte	81円	4
マカオ	Macau	45円	2
マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国	Macedonia	72円	3
マダガスカル共和国	Madagascar	90円	3
マデイラ諸島	Madeira Islands	54円	2
マラウイ共和国	Malawi	90円	2
マルタ共和国	Malta	54円	2
マルチニーク島	Martinique	63円	4
マレーシア	Malaysia	48円	1
ミクロネシア連邦	Micronesia	63円	2
南アフリカ共和国	South Africa	81円	2
ミャンマー連邦	Myanmar	160円	2
メキシコ合衆国	Mexico	45円	2
モーリシャス共和国	Mauritius	90円	2
モザンビーク共和国	Mozambique	90円	3
モナコ公国	Monaco	54円	3
モルディヴ共和国	Maldives	81円	3
モロッコ王国	Morocco	90円	3
モンゴル国	Mongolia	81円	2
モンセラット	Montserrat	90円	4
ヨルダン・ハシミテ王国	Jordan	81円	2
ラオス人民民主共和国	Laos	81円	2
リビア国	Libya	81円	4

地域	地域(英文表記)	料金	通信制限 グループ
ルーマニア	Romania	72円	2
ルクセンブルク大公国	Luxembourg	54円	2
ルワンダ共和国	Rwanda	81円	3
レソト王国	Lesotho	81円	3
レバノン共和国	Lebanon	90円	2
レユニオン	Reunion Island	81円	4
ロシア連邦	Russia	72円	2
インマルサット- F/BGAN	Inmarsat- F/BGAN	360円	2